

令和 8 年 3 月 2 7 日
中部地方整備局港湾空港部

大規模・広域災害時の迅速な災害対応力を強化！

～ 「災害応急対策業務等に関する包括的協定書」を 10 年ぶりに改定 ～

中部地方整備局と管内主要港を所管する港湾管理者は、道路啓開や航路啓開の作業を建設企業や測量調査会社等に委託して速やかに実施するための協定書を平成 28 年 3 月に締結しています。

今般、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の体制強化として、国土交通省の要請により活動する団体・企業を TEC-FORCE パートナーと位置付け、所管エリア外からの要請にも対応できるように、全国的に業界団体との災害時協定を見直すこととなりました。

これまで、この協定書に基づき、防災訓練や意見交換を行う中で指摘された意見もあり、運用として対応を整理してきましたが、今回の全国的な動きに合わせて災害協定を改定することとしました。

これにより、国土交通省の要請により活動する災害協定団体及びその会員企業の活動に関する考え方や手続きを明確にし、その対象施設と活動範囲を拡大することで、これまで以上に大規模・広域災害時における迅速な災害応急対策業務の対応力を強化します。

1. 協定書の名称

「災害応急対策業務等に関する包括的協定書」（令和 8 年 3 月 27 日改定）

2. 協定締結者

- ・ 中部地方整備局
- ・ 港湾管理者（静岡県、愛知県、三重県、名古屋港管理組合、四日市港管理組合）
- ・ 災害協定団体（一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会、一般社団法人日本海上起重技術協会中部支部、全国浚渫業協会東海支部、一般社団法人日本潜水協会中部支部、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会）

3. 主な改定内容

(1) 対象施設の拡大

- ・ 港湾施設だけでなく海岸保全施設も対象とする内容に変更

(2) 大規模災害時等における国による一元的な支援要請処理

- ・ 複数の港湾に災害が及ぶ場合に中部地方整備局と各港湾管理者からの支援要請で災害協定団体が混乱しないよう、中部地方整備局が総合調整役として災害応急対策業務等の一元的な調整を行う手続きを追加

(3) 協定締結者以外の港湾管理者も支援対象とする内容を追加

- ・ 管内の協定締結者以外の港湾管理者〔焼津市（大井川港）、蒲郡市（倉舞港）、

田原市（泉港、馬草港）、南知多町（内海港）]からの要請にも対応できるように内容を追加

- (4) 中部地方整備局所管外の地方整備局や港湾管理者からの要請への対応
- ・ 「協定を締結していない中部地方整備局管外の地方整備局等又は港湾管理者」からの支援要請への対応を可能とする内容を追加

※ 中部地方整備局では、上記（1）、（2）、（3）に関する内容は運用に規定してきたが、今回の改定により協定書に規定

4. 配 布 先：中部地方整備局記者クラブ、中部専門記者会、港湾新聞、港湾空港タイムス、日本海事新聞、海事プレス、マリタイムデーリーニュース
5. 問 合 せ 先：国土交通省 中部地方整備局港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
担当者：課長 外山（とやま）、課長補佐 吉見（よしみ）
電話番号：052-209-6328